

この資料は業務の参考のための仮訳です。利用者が当情報を用いて行う行為については、利用者の責任でお願いいたします。

横浜植物防疫所

公布 No. 4
1996年2月

植物検疫措置に関する国際基準

病害虫無発生地域の設定のための必要条件



国際植物防疫条約事務局
国連食糧農業機関
1996年、ローマ

この刊行物において採用した名称および資料の提示は、あらゆる国、領土、市または地域のあるいはその当局の法律上の地位に関して、あるいはその国境または境界の画定に関して、国連食糧農業機関側のいかなる見解の表明を意味するものでもない。

全ての権利を留保する。この刊行物のいかなる部分も、電子的、機械的方法、写真複写その他のいかなる方法であれ、いかなる形態であれ、著作権者の事前の許可無しに複写し、検索システムに保存し、伝送してはならない。かような許可の申請は、複写の目的および範囲に関する説明を添えて国連食糧農業機関情報局局長に提出するものとする。

目次

承認	1
見直し及び改正	2
配布	3
序論	4
適用範囲	4
参照	4
定義及び略語	4
必要条件の概要	6
1. 病害虫無発生地域(PFAs)の一般必要条件	6
1.1 PFAの決定	6
1.2 PFAの設定及び維持	7
1.2.1 無発生を設定するためのシステム	7
1.2.2 無発生を維持するための植物検疫措置	7
1.2.3 無発生が維持されていることを確認するチェック	8
1.3 文書化及び見直し	8
2. 各種PFA の特有の要件	8
2.1 一国全体	9
2.1.1 無発生を設定するためのシステム	9
2.1.2 無発生を維持するための植物検疫措置	9
2.1.3 無発生が維持されていることを確認するためのチェック	9
2.1.4 文書化及び見直し	9
2.2 限定的発生地域が存在する国の無発生部分	9
2.2.1 無発生を設定するためのシステム	9
2.2.2 無発生を維持するための植物検疫措置	9
2.2.3 無発生が維持されていることを確認するためのチェック	9
2.2.4 文書化及び見直し	10
2.3 全体的発生地域内にある国の無発生部分	10
2.3.1 無発生を設定するためのシステム	10
2.3.2 無発生を維持する植物検疫措置	10
2.3.3 無発生が維持されていることを確認するチェック	10
2.3.4 文書化及び見直し	10
承認	
見直し及び改正	
配布	
序論	
適用範囲	
参照	
定義及び略語	
規約の概要	
1. 病害虫無発生地域 (PFA) のための一般的必要条件	

- 1.1 PFA の決定
- 1.2 PFA の設定と維持管理
 - 1.2.1 無発生を設定するためのシステム
 - 1.2.2 無発生を維持するための植物検疫措置
 - 1.2.3 無発生が維持されていることを確認するチェック
- 1.3 文書化及び見直し

2. 各種 PFA の特有の必要条件

- 2.1 一国全体
 - 2.1.1 無発生を設定するためのシステム
 - 2.1.2 無発生を維持するための植物検疫措置
 - 2.1.3 無発生が維持されていることを確認するためのチェック
 - 2.1.4 文書化及び見直し
- 2.2 限定的発生地域が存在する国の無発生部分
 - 2.2.1 無発生を設定するためのシステム
 - 2.2.2 無発生を維持するための植物検疫措置
 - 2.2.3 無発生が維持されていることを確認するためのチェック
 - 2.2.4 文書化及び見直し
- 2.3 全体的発生地域内にある国の無発生部分
 - 2.3.1 無発生を設定するためのシステム
 - 2.3.2 無発生維持のための植物検疫措置
 - 2.3.3 無発生が維持されている確認するチェック
 - 2.3.4 文書化及び見直し

承認

植物検疫措置に関する国際基準は、国際植物防疫条約事務局により、植物検疫分野の政策及び技術援助に関する国連食糧農業機関の地球規模プログラムの一部として作成される。このプログラムは、貿易を促進すること、及び不適切な措置が貿易障壁として利用されないよう図ることを目的として、植物検疫措置の国際的調和を達成するための基準、ガイドライン及び勧告を FAO加盟国及びその他関係者に提示するものである。

以下の基準は、1995年11月に FAO総会の第28回会合によって承認された。

Jacques Diouf
事務局長
国連食糧農業機関

見直し及び改正

植物検疫措置に関する国際基準は、定期的な見直し及び改正の対象である。この基準の次回の見直し日は、2001年又は植物検疫措置に関する委員会で合意される他の日である。

基準は必要に応じて更新され再発行される。基準保持者は、この基準の最新版が使用されるよう図ること。

配布

植物検疫措置に関する国際基準は、国際植物防疫条約事務局により、全ての FAO加盟国に加えて、以下の地域植物防疫機関の幹部及び技術事務局に配布される:

- アジア太平洋地域植物防疫委員会
- カリブ海地域植物防疫委員会
- 南米南部地域植物防疫機関
- アンデス地域共同体
- ヨ - ロッパ地中海地域植物防疫機関
- 中央アフリカ植物検疫会議
- 北米植物防疫機関
- 中米地域農牧防疫機関
- 太平洋地域植物防疫機関

序論

適用範囲

この基準は、病虫害無発生地域（PFA）から輸出される植物、植物生産物及びその他の規制対象物に植物検疫証明に関する危険度管理法としての PFA を設定及び使用するための必要条件、又は危険にさらされている PFA を保護するために輸入国が行う植物検疫措置の科学的な正当性を支持するための必要条件を記載する。

参照

衛生植物検疫措置の適用に関する協定、1994年、世界貿易機関、ジュネーブ。

植物検疫用語集、1997年。ISPM 刊行物 No.5、FAO、ローマ¹

病虫害危険度解析のための指針、1996年。ISPM 刊行物 No.2、FAO、ローマ。

サーベイランスのための指針、1998年。ISPM 刊行物 No.6、FAO、ローマ。

国際植物防疫条約 1992年。FAO、ローマ。

国際貿易に関する植物検疫の原則、1995年。ISPM 刊行物 No.1、FAO、ローマ。

定義及び略語

地域 area	公的に定められた国、国の一部、又は数ヶ国の全部若しくは一部
境界設定調査 delimiting survey	ある有害動植物に寄生されているか又は付着していないと考えられる地域の境界を設定するために行われる調査
発見調査 detection survey	有害動植物が存在するかどうかを決定するために、ある地域において行われる調査。
IPPC	1951年ローマのFAOで批准書を寄託し、その後改正された国際植物防疫条約。
モニタリング調査 monitoring survey	有害動植物個体群の特性を確認するために継続して実施される調査
国家植物防疫機関 National Plant Protection Organization	IPPCで規定されている職責を果たすために政府によって設立された公的機関
公的な official	国家植物防疫機関によって制定され、権限が付与され、又は履行された
病虫害(有害動植物/ペスト) pest	植物若しくは植物生産物に有害な植物、動物又は病原体のあらゆる種、ストレイン若しくはバイオタイプ

¹ この基準で1996年に公表された用語と定義は、この版の植物検疫用語集に適合している。

病虫害無発生地域 Pest Free Area	ある特定の有害動植物が発生していないことが科学的な証拠により証明され、必要に応じて、この状態が公的に維持されている地域
植物検疫措置 phytosanitary measure (agreed interpretation)*	有害動植物の侵入及び/又はまん延を防止する目的を有するあらゆる法律、規則又は公的な手続き
植物検疫規則 phytosanitary regulation	商品又は他の品目の生産、移動又は保持、あるいは人の通常活動を規制すること、及び植物検疫証明の体制を確立することによって、病虫害の侵入及び/又はまん延を防止するための公的な規制。
調査 survey	ある有害動植物の個体群の特性又はある地域内にいかなる種の有害動植物が発生しているかを決定するために一定期間に渡って実施される公的な手続き

必要条件の概要

「病虫害無発生地域」とは、「ある特定の有害動植物が発生していないことが科学的な証拠により証明され、必要な場合、この状態が公的に維持されている地域」である。

NPPO による PFA の設定と使用は、ある一定の要求事項が満たされれば、追加的な植物検疫措置の適用の必要なしに当該地域が置かれている国（輸出国）から別の国（輸入国）へ植物、植物生産物及びその他の規制対象物を輸出できるよう図るものである。したがって、ある地域の病虫害無発生ステータスは、その有害動植物に関する植物、植物生産物及びその他規制対象物の植物検疫証明の根拠として使われることがある。また、当ステータスは病虫害危険度評価の一要素として、ある地域に当該有害動植物が発生しないことの、科学的根拠に基づく確認にもなる。その場合、PFA は、危険にさらされている地域を保護するために輸入国がとる植物検疫措置を正当化するひとつの要素となる。

「病虫害無発生地域」という用語は様々なタイプ（有害動植物が発生しない一国全体から、有害動植物がまん延している国の中にありながら有害動植物が発生していない小さな地域まで）を含むが、PFA の要件について論じるには次の三つのタイプを定義すると都合が良い：

- 一国全体
- 限定的に発生している地域が存在する国の無発生部分
- 広く発生している地域内にある国の無発生部分

どの場合も、必要に応じて PFA は複数の国の全部又は一部に関わることがある。

PFA の設定及びその後の維持には、以下の三つの主要要素又は段階が考えられる：

- 無発生を設定するためのシステム
- 無発生を維持するための植物検疫措置
- 無発生が維持されていることを確認するためのチェック

これらの要素の特質は、有害動植物の生態、PFA のタイプ及び特性、並びに病虫害危険度解析に基づいて要求される植物検疫上のセキュリティの水準に応じて異なるだろう。これらの要素を達成するために使われる方法は以下を含む：

- データ収集
- 調査（境界設定、発見、モニタリング）
- 規制管理
- 監査（再考及び評価）
- 文書化（報告書、作業計画）

1. 病虫害無発生地域(PFAs)の一般必要条件

1.1 PFA の決定

PFA の境界設定は、問題の有害動植物の生態に関連すべきである。これは PFA を定義可能な規模及び範囲設定に利用できる境界のタイプに影響を与える。原則として、PFA の境界は、有害動植物の発生と密接に関係して設定されるべきである。しかし、実際には、有害動植物の生物学的限界とほぼ一致すると思われる分かりやすい境界を設定することが一般的である。行政（例えば、国、県又はその他の地方自治体）、物理的特徴（例えば、川、海、山脈、道路）、関係者全員にとって明確な所有地の境界などである。また、様々な実際の理由により、病虫害無発生と思われる地域の内側に PFA を設定することによって、厳密に境

界設定を行う必要性を回避することもある。

1.2 PFA の設定及び維持

PFA の設定及び維持には次の三つの主要要素がある：

- 無発生を設定するためのシステム
- 無発生を維持するための植物検疫措置
- 無発生が維持されていることを確認するためのチェック

これらの要素の特質は、以下に応じて異なるだろう：

- 有害動植物の生物学：
 - 繊細的生存能力
 - 繁殖率
 - 分散方法
 - 寄主植物の利用可能性など
- 関連する PFA の特性：
 - 規模
 - 隔離の程度
 - 生態学的状態
 - 均質性など
- 実施された病害虫危険度解析による危険度水準の評価に関係して要求される植物検疫上のセキュリティの水準

植物検疫措置に関する国際基準: *サーベイランスのためのガイドライン及び病害虫危険度解析に関するガイドライン*は、一般サーベイランス及び特定調査のさらに詳細な要件を提供する。

1.2.1 無発生を設定するためのシステム

データを提供するシステムとして、以下の二つの一般的タイプが認識されている。ただし、これらの変形又は二つの組合せも使うことができる：

- 一般サーベイランス
- 特定調査

一般サーベイランス

一般サーベイランスは、NPPO やその他の国家及び地方政府機関、研究所、大学、学会（アマチュア専門家を含む）、生産者、コンサルタント、博物館及び一般の人々など、あらゆるデータ源の活用を含む。情報は、以下から得ることもできる：

- 学術誌、業界誌
- 未発表の史料データ
- 最新の観察

特定調査

特定調査には発見調査又は境界設定調査がある。これらは公的な調査であり、関係した NPPO の承認した計画に従うべきである。

1.2.2 無発生を維持するための植物検疫措置

有害動植物の侵入又はまん延を防ぐため、以下のような特定の措置を用いることが

できる:

- 以下のような規制措置:
 - 検疫有害動植物リストへの有害動植物の掲載
 - 国又は地域への輸入要求事項の詳細
 - 緩衝地帯を含む一国又は複数国の地域内の特定の製品の移動の制限
- 日常的モニタリング
- 生産者への継続的な助言

病虫害無発生ステータスを維持するための植物検疫措置の適用が正当化されるのは、PFA 内又は PFA の一部であって、生態学的条件が当該有害動植物の定着に適している所だけである。

1.2.3 無発生が維持されていることを確認するチェック

PFA を設定し、その維持のための植物検疫措置を講じた後は、病虫害無発生ステータスの確認を可能にするため及び内部管理の目的のために、病虫害無発生ステータスの継続をチェックすべきである。使用するチェックシステムの程度は、要求される植物検疫上のセキュリティに関係する。これらのチェックは以下を含む:

- 輸出荷口の特別な検査
- 研究者、助言者又は検査官が、有害動植物の発生について NPPO に通報すべきとする要求事項
- モニタリング調査

1.3 文書化及び見直し

PFA の設定及び維持は、適切に文書化され、定期的に見直されるべきである。

PFA のタイプが何であれ、以下について必要に応じて文書化されるべきである:

- PFA 設定のために収集されたデータ
- PFA を確認するためにとられた様々な行政措置
- PFA の境界設定
- 適用された植物検疫規則
- 使用されたサーベイランス又は調査及びモニタリングシステムの技術的詳細。

NPPO が、PFA に関する文書を、すべての関連する詳細な記述と共に、中央情報サービス(FAO 又は地域植物防疫機関)へ送れば有益だろう。そうすれば、要請に応じてすべての関心のある NPPO に情報を知らせることができる。

PRA を設定及び維持して高度な植物検疫上のセキュリティを提供するために複雑な措置を必要とする場合は、二国間合意に基づく運用計画が必要になるかもしれない。そのような計画には、PFA が設定された国の生産者及び貿易業者の役割並びに責任を含め、PFA の運用に必要な活動の具体的詳細を列挙することになるだろう。活動は定期的に再考され、又評価され、その結果は計画の一部として取り込まれる。

2. 各種 PFA の特有の要件

「病虫害無発生地域」という用語は、すべてのタイプの PFA に適用される。便宜上、PFA に対する要求事項は、病虫害無発生地域を以下の三つの任意のタイプに分けて論じられる:

- 一国全体
- 限定的発生地域が存在する国の無発生部分
- 広範な発生地域内にある国の無発生部分

いずれも場合も、必要に応じて PFA は複数の国の全部又は一部に関わることがある。以下に、これら三タイプの病虫害無発生地域について特有の要求事項を述べる。

2.1 一国全体

この場合、特定有害動植物の全国的無発生は、NPPO が責任を持つ国家に適用する。

要求事項は以下を含む:

2.1.1 無発生を設定するためのシステム

一般サーベイランスからのデータ及び特定調査からのデータが両方受け入れられる。これらは、異なる種類又は異なる程度の植物検疫上のセキュリティを規定するという点で異なる。

2.1.2 無発生を維持するための植物検疫措置

第 1.2.2 節でリストされた項目を含む。

2.1.3 無発生が維持されていることを確認するためのチェック

第 1.2.3 節でリストされた項目を含む。

2.1.4 文書化及び見直し

第 1.3 節でリストされた項目を含む。

2.2 限定的発生地域が存在する国の無発生部分

この場合、有害動植物の分布は、NPPO の決定により一国の一部分に限定される。病虫害個体群を封じ込めるために公的防除が適用される。PFA は、無発生地域の全体又は一部分である。

要求事項は以下を含む:

2.2.1 無発生を設定するためのシステム

通常 PFA ステータスは、特定調査による確認に基づく。公的な境界設定調査も、発生の程度を決定するために使われることがある。さらに、公的な発見調査も、無発生地域での有害動植物の不在を確認するために必要とされることがある。

一般サーベイランス(上記 2.1.1 参照)も、必要な場合、限定的発生地域が存在する国の無発生部分に適用されることがある。

2.2.2 無発生を維持するための植物検疫措置

第 1.2.2 節でリストされたものを含む。このタイプの PFA では、1.2.2 で述べたように、有害動植物のまん延を防ぐために、発生地域から無発生地域への品目の移動に関する植物検疫規則も必要とされるかもしれない。

2.2.3 無発生が維持されていることを確認するためのチェック

第 1.2.3 節でリストされたものを含む。モニタリング調査は、国全体の PFA よりもこのタイプの PFA で重要性が高い。

2.2.4 文書化及び見直し

文書化は、調査結果、植物検疫規則、及び第 1.3 節で記したような NPPO に関する情報など、公的防除について述べた補強証拠を含む。

2.3 全体的発生地域内にある国の無発生部分

このタイプの PFA は、全体的発生地域内において、特定の有害動植物が無発生とみなせる(又は無発生であることが示された) 地域である。病虫害無発生ステータスが維持されているので、輸出国はこのステータスを植物及び/又は植物生産物の植物検疫証明の根拠として用いることができる。

場合によっては、発生ステータスが特定調査に基づいていない地域の中に PFA を設定することもある。

PFA は有害動植物の生態学との関係で適切に孤立されるべきである。

要求事項は以下を含む:

2.3.1 無発生を設定するためのシステム

このタイプの PFA には、境界設定調査及び発見調査が必要になる。

2.3.2 無発生を維持する植物検疫措置

第 1.2.2 節でリストされたものを含む。このタイプの PFA では、1.2.2 で述べたように有害動植物のまん延を防ぐために、発生地域から無発生地域への寄主植物の移動に関する植物検疫規則も必要となることがある。

2.3.3 無発生が維持されていることを確認するチェック

第 1.2.3 節でリストされたものを含む。このタイプの PFA では、継続的モニタリング調査を必要とすることが多い。

2.3.4 文書化及び見直し

文書化は、調査結果、植物検疫規則及び第 1.3 節で記したような NPPO に関する情報など、公的防除について述べた補強証拠を含む。このタイプの PFA は、貿易相手国間の合意を必要とすることが多いので、その実施は、輸入国の NPPO によって見直され、又評価される必要がある。

植物検疫措置に関する国際的な基準、ガイドライン及び勧告についての詳細情報並びに現行刊行物の完全リストについては、下記にご連絡下さい:

国際植物防疫事務局

郵便： IPPC Secretariat
Plant Protection Service
Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)
Viale delle Terme di Caracalla
00100 Rome, Italy

ファックス： + (39) (06) 57056347

Eメール： ippc@fao.org

またはウェブサイト閲覧先：

<http://www.fao.org/WAICENT/FaoInfo/Agricult/AGP/AGPP/PQ/Default.htm>